

# 福岡県公報

平成26年7月18日  
第3612号

## 目次

### 告示 (第621号 - 第628号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
<b>公 告</b>		
○屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○落札者等の公示	(総務事務センター)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県 男女共同参画センターの指定管理者の募集	(福祉総務課)	12
○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁業管理課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○福岡県立ももち文化センターの指定管理者の募集	(県民文化スポーツ課)	14

### 選挙管理委員会

○平成26年4月13日執行の福岡県議会議員補欠選挙(行橋市選挙区) における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(市町村支援課)	15
--	----------	----

## 告 示

### 福岡県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

朝倉	県道	殖木地線 入甘木	前	朝倉市中島田826番2先 から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 18.0	731.0
			後	朝倉市中島田826番2先 から 朝倉市桑原64番1先まで	10.0 ～ 35.0	

**福岡県告示第622号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	宮本川線 大川	前	大川市大字酒見938番2 - 2先から 大川市大字酒見851番1 先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			前	大川市大字酒見938番2 - 2先から 大川市大字酒見851番1 先まで	9.5 ～ 31.5	179.0
			後	大川市大字酒見938番2 - 2先から 大川市大字酒見851番1 先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			後	大川市大字酒見938番2 - 2先から 大川市大字酒見851番1 先まで	9.5 ～ 31.5	179.0

**福岡県告示第623号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	下山田 碓井線	前	嘉麻市下山田834番3先 から 嘉麻市牛隈1672番1先ま で	6.2 ～ 53.5	1,205.0
			前	嘉麻市下山田834番3先 から 嘉麻市牛隈1672番1先ま で	14.4 ～ 53.5	1,200.0
			後	嘉麻市下山田834番3先 から 嘉麻市牛隈1672番1先ま で	6.2 ～ 53.5	1,205.0
			後	嘉麻市下山田834番3先 から 嘉麻市牛隈1672番1先ま で	14.4 ～ 53.5	1,200.0

**福岡県告示第624号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	下山田 碓井線	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1729番4先まで

**福岡県告示第625号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年2月福岡県告示第212号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和32年9月6日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成24年福岡県告示第212号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。  
北九州市八幡西区御開二丁目の一部。  
平成24年福岡県告示第212号の事業地に次の区域を加える。  
北九州市戸畑区牧山五丁目の一部。
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第626号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字小谷330の2、335の4、336の2、字宮ノ上348の3、字猿田353の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**福岡県告示第627号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩579の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
砂防設備用地とするため

**福岡県告示第628号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のよう

に告示する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の7、字鑑越1225の7
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

### 公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成26年8月29日	午前9時50分から 午後5時00分まで	福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市庁舎 15階 講堂

- 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

- 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成26年8月29日現在で満15歳以上の者に限る。

- 受講手続及び受付期間

- (1) 受講の申込方法

- 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。
- 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。
- 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

- (2) 受付期間

- 受講申込みの受付期間は、平成26年8月8日（金曜日）から8月21日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。
- 郵便による受講申込みは、平成26年8月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。

### 公告

中元寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 退任理事

氏名	住所
白石 富雄	田川郡添田町大字中元寺2039番地
廣瀬 高治	田川郡添田町大字中元寺1726番地
木森 静雄	田川郡添田町大字中元寺1453番地
初井 政美	田川郡添田町大字中元寺1563番地の1
白石 誠	田川郡添田町大字中元寺1997番地
井手口嘉治	田川郡添田町大字中元寺2043番地の2

中島 彬	田川郡添田町大字中元寺2474番地の2
堀山 輝久	田川郡添田町大字中元寺2714番地
船瀬 弘	田川郡添田町大字中元寺2798番地
山本 常夫	田川郡添田町大字中元寺3873番地の1

## 2 退任監事

氏名	住所
久富 哲	田川郡添田町大字中元寺2024番地
宮崎 憲一	田川郡添田町大字中元寺2630番地の1
福田 富良	田川郡添田町大字中元寺1593番地

## 3 就任理事

氏名	住所
白石 富雄	田川郡添田町大字中元寺2039番地
廣瀬 高治	田川郡添田町大字中元寺1726番地
木森 静雄	田川郡添田町大字中元寺1453番地
初井 政美	田川郡添田町大字中元寺1563番地の1
白石 誠	田川郡添田町大字中元寺1997番地
井手口嘉治	田川郡添田町大字中元寺2043番地の2
中島 彬	田川郡添田町大字中元寺2474番地の2
堀山 輝久	田川郡添田町大字中元寺2714番地
船瀬 弘	田川郡添田町大字中元寺2798番地
山本 常夫	田川郡添田町大字中元寺3873番地の1

## 4 就任監事

氏名	住所
宮崎 憲一	田川郡添田町大字中元寺2630番地の1
福田 富良	田川郡添田町大字中元寺1593番地

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩松隈字北浦229番1及び229番2並びに字田ノ浦238番、238番2、252番2、252番3、252番7から252番11まで並びに字柿打306番14、306番15、306番22、306番31、306番43、308番1、308番11から308番18まで、311番1、311番3、311番5、313番1から313番5まで、318番1から318番6まで、325番2、332番6、334番1から334番3まで、335番1、341番3、341番8、341番9、341番14、341番18、341番23、350番1、350番3、354番3、354番9、356番7、356番8、356番12及び360番3

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区原田一丁目19番11号

有限会社 一蘭

代表取締役 吉富 学

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

I C P 金属分析装置 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成26年6月27日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

新川電機株式会社九州支社

## (2) 住所

福岡市博多区千代四丁目1番33号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,796,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成26年5月16日

---

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ロシナンテス

## (2) 代表者の氏名

川原 尚行

## (3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区萩崎町9番35号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、スーダンをはじめ関係する国々に対して、幅広く寄付金および協賛金を募る事業や、医療をはじめとして教育、農業などの活動を通じて国の基盤づくりを手伝い、またこれらの活動を通じて日本と関係する国々との国際交流の発展に寄与することを目的とする。

---

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人子どもの発達支援を考える会一步

## (2) 代表者の氏名

河野 郁子

## (3) 主たる事務所の所在地

中間市東中間二丁目15番13号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、発達の遅れや偏り等のある子どもとその保護者に対して、療育や発達支援に関する事業を行い、子どものより良い発達の促進と保護者やその周辺の市民の発達支援に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

---

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月27日



## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人くらしサポートこらほ

## (2) 代表者の氏名

九十九 真知子

## (3) 主たる事務所の所在地

京都郡菟田町大字尾倉3425番地3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者とその家族、支援者及び地域社会に対して、地域で豊かに暮らすための支援、発達障害に関する適切な療育、相談、研修に関する事業および障害福祉サービス事業の経営を行い、もって発達障害児・者の教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人おると

## (2) 代表者の氏名

宮原 きよみ

## (3) 主たる事務所の所在地

筑紫郡那珂川町大字別所599番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、しょうがい児（者）と家族に対して、本人の意思を尊重する相談支援活動の実施をもとに、各関係機関、団体をつなぎ、その連携から、多面的で継続的な支援体制を目指します。その支援体制の中、我々は、余暇支援、自立生活支援を行うことで、こどもの健全育成を図り、地域社会の福祉推進をすすめることを目的にします。

また、しょうがいに関する情報の提供や様々な住民の参加・参画を促します。そのことにより、より深く、広く、共感と理解を広げ、ひいては社会教育の一翼を担うとともに、多くの理解者や支援者を育むことで、共生社会に向けたまちづくりに寄与することを目的にします。

将来的には、しょうがいに関する法に基づく事業や就労支援事業を行い、セーフティネットに寄与し、その役割を担うことを目的にします。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人在宅医療サポート協会

## (2) 代表者の氏名

古賀 弘司

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区飯倉一丁目6番25号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、これからの高齢化社会を考え健康で生き生きと

豊かに暮らしていけるように、運動や食生活に関する情報の提供や新しい在宅医療のサービスの形を提案する。緊急通報装置・緊急通報付き携帯電話を活用して、地域の高齢者の皆様に365日24時間、在宅医療のお手伝いと、緊急通報装置・緊急通報付き携帯電話でサポートするシステム作りを行い、高齢者の福祉の増進に関する物品の紹介を行うなど、高齢者の笑顔、家族の笑顔、地域の皆様の幸せに貢献し、保健、医療、福祉の増進およびまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人共働のまち大野城南コミ
  - (2) 代表者の氏名  
賀来 太子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
大野城市南ヶ丘五丁目9番1号
  - (4) 定款に記載された目的  
(旧)  
この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行い、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。  
(新)  
この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解

決するための活動支援や情報提供などの事業を行うとともに、文化活動やスポーツの推進にも取り組むことで、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人チャルカ・ジャパン
  - (2) 代表者の氏名  
山邊 悦弘
  - (3) 主たる事務所の所在地  
(旧)  
福岡市南区長丘三丁目6番16号  
(新)  
太宰府市観世音寺五丁目2番33号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、全ての人々に対し、平和で公正な社会の実現に寄与することを目指して、途上国及び日本国内における、保健・医療支援及び研究、フェアトレード、保育・子育て支援、生活相談などの活動を行い、経済的にも自立した社会生活に基づく心身の健康、個人の能力が生かせる共助システムの確立、人権擁護、平和の推進に寄与することを目的とする。



**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人Z I P A N Gこが

## (2) 代表者の氏名

原山 輝子

## (3) 主たる事務所の所在地

古賀市今の庄一丁目1番34号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、市民主体の文化・芸術活動、健康づくり、青少年の育成、環境改善、よろず相談、その他地域振興に関する事業を行い、安心して住み続けられる明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人心とからだの健康サポート福岡

## (2) 代表者の氏名

松本 初子

## (3) 主たる事務所の所在地

大野城市下大利五丁目6番12号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々が生涯を通じてより健康で心豊かな生活を送ることができ、その人らしさを発揮できるように支援し、健康な地域社会を目指す事業を行う。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年7月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人地球家族エコロジー協会

## (2) 代表者の氏名

中光 眞二

## (3) 主たる事務所の所在地

大野城市つつじヶ丘六丁目4番21号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、嗜癖（不登校、ひきこもり、摂食障害、アルコール等の各種依存症、児童虐待、夫婦間暴力、いじめなど）という心に係わる問題を家族の問題と捉え

、その問題を抱える当事者及びその家族や関係者が、家族再生の理念の下に、人間科学的な視点を主としたセルフヘルプグループ活動（自助集団活動）による心の傷からの回復、さらには相互扶助的な成長を図れるよう援助活動を行い、家族組織にある全成員の健全な心の育成、もって社会の健全育成に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 子育て市民活動サポート W i l l

(2) 代表者の氏名

相戸 晴子

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市綱分1407番11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども・子育てに関心のある個人や団体に対して、日常的な学習活動や事業、また交流の支援を行い、地域における市民活動の活性化に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人ライオンコミュニティー

(変更後)

特定非営利活動法人都市開発プロジェクト

(2) 代表者の氏名

豊福 淳一

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字伊田3494番地1

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、地域社会に結びついた拠点として、セミナーの開催や交流促進のための事業を行い、青少年の健全育成や国際交流を推進することにより、活力あるまちづくりに貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、地域社会に結びついた街づくりの拠点として、地域の各分野の情報交換、将来の街づくりプランニングやセミナーの開催などを計り又、国際交流を計る事業を行い地域のまちづくりと文化の向上に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人コラボむなかた

(2) 代表者の氏名  
林 容子

(3) 主たる事務所の所在地  
福津市手光1737-2

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、宗像市を中心として、あらゆる文化芸術活動に対してそれを支援し、市民全体の豊かな地域文化づくりを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人市民活動ネットワークe-ZUKA

(2) 代表者の氏名  
小柳 貞巳

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市吉原町6番1号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、飯塚市を中心とするボランティア・市民活動を行う一般市民・団体に対して、それぞれの活動促進を図るために、地域における広範なボランティア・市民活動のネットワークを構築し、自治体と連携した活動支援業務に関する事業を行い、まちづくりの推進と公益の増進に寄与することを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人宗像コスモス会

(2) 代表者の氏名  
阿部 弘樹

(3) 主たる事務所の所在地  
宗像市田熊一丁目3番36号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字天山599番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区薬院一丁目15-13-505  
有田 和也

### 公告

福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター（クローバープラザ）の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター	春日市原町三丁目1番7号

- 2 予定される指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。
- 3 応募資格  
次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。
  - (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
  - (2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
  - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
  - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
    - (1) 福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター（以下、総称して「センター」という。）の利用の許可に関する業務
    - (2) センターの利用に係る料金の徴収に関する業務
    - (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
    - (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
    - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務
  - 5 選定基準  
次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も

効果的に達成することができるものと認められたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

## 6 指定の手続等

### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

### (2) 申請書等の提出期間

平成26年7月18日（金）から平成26年9月16日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成26年9月16日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

### (5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領

又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

平成26年7月30日（水）午後1時00分から午後3時00分まで

イ 場所

クローバープラザ（春日市原町三丁目1番7号）

## 7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

## 8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部福祉総務課総務係

電話 092-643-3244 ファクシミリ 092-643-3245

E-mail fukusomu@pref.fukuoka.lg.jp

## 公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称



大牟田市大字今山字下古賀尾15番1から15番27まで、15番29から15番33まで、15番35、16番1及び16番3から16番9まで並びに大字今山字洪柿46番2から46番4まで及び48番7並びに大字新町字御東299番1、299番7から299番11まで、300番2、300番3、302番2、302番3、303番1から303番28まで及び303番30

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字久福木75番地  
株式会社 有明地所  
代表取締役 井上 幸祐

公告

福岡県立ももち文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年7月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名称	所在地
福岡県立ももち文化センター	福岡市早良区百道二丁目3番15号

2 予定される指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立ももち文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。



(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

## 6 指定の手続等

### (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

### (2) 申請書等の提出期間

平成26年7月18日（金）から平成26年9月16日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

### (3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

### (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成26年9月16日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

### (5) 説明会の開催

ア 日時

平成26年7月29日（火）午後2時00分から

イ 場所

福岡県立ももち文化センター

## 7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

## 8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課文化班

電話 092-643-3382 ファクシミリ 092-643-3408

E-mail kenbun@pref.fukuoka.lg.jp

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成26年4月13日執行の福岡県議会議員補欠選挙（行橋市選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年7月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 選挙の種類 平成26年4月13日執行 福岡県議会議員補欠選挙（行橋市選挙区） 8,790,600円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	小堀	千寿	所属	党派	無所属	氏名	小堀	綾子
第1回報告分	期間	平成26年3月1日から平成26年4月25日まで	所	属	所	属	出納責任者氏名	平成26年4月28日

収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	項目	金額
収入	人	家	出	件	屋	費
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	屋	賃	費
				(選挙事務所費)		465,000円
				(集会会場費)		279,436円
				信	通	費
				通	信	費
				刷	告	費
				告	具	費
				具	糧	費
				糧	泊	費
				泊		費
				休		費
				雑		費
その他の寄附			5,000,000円			
その他の収入						
計			5,000,000円	回	回	計
前回			0円	回		計
計			5,000,000円	計		計
総計				計		計

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	729,390円

No.2

候補者氏名	小堀	千寿	所属	党派	無所属	氏名	小堀	綾子
第2回報告分	期間	平成26年4月26日から平成26年5月21日まで	所	属	所	属	出納責任者氏名	平成26年5月21日

収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	項目	金額
収入	人	家	出	件	屋	費
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	屋	賃	費
				(選挙事務所費)		45,000円
				(集会会場費)		60,000円
				信	通	費
				通	信	費
				刷	告	費
				告	具	費
				具	糧	費
				糧	泊	費
				泊		費
				休		費
				雑		費
その他の寄附			0円			
その他の収入						
計			5,000,000円	回	回	計
前回			0円	回		計
計			5,000,000円	計		計
総計				計		計

No.3

候補者氏名	堀	大助	所属	党派	無所属	氏名	倉光	史郎
第1回報告分	期間	平成26年3月15日から平成26年4月11日まで	所	属	所	属	出納責任者氏名	平成26年4月28日

収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	項目	金額
収入	人	家	出	件	屋	費
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	屋	賃	費
			90,000円	(選挙事務所費)		900,000円
			90,000円	(集会会場費)		234,983円
			90,000円	信	通	費
			90,000円	通	信	費
			90,000円	刷	告	費
			90,000円	告	具	費
			90,000円	具	糧	費
			90,000円	糧	泊	費
			90,000円	泊		費
			90,000円	休		費
			90,000円	雑		費
その他の寄附			0円			
その他の収入						
計			1,211,576円	回	回	計
前回			0円	回		計
計			2,111,576円	計		計
総計				計		計

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	583,680円

No.4

候補者氏名	堀 大 助	所属	党派	無	所属	所	出納責任者氏名	倉 光 史 郎
第2回報告分	期間	平成26年4月12日から	平成26年5月13日まで	平成26年5月15日	平成26年5月15日	報告書受理年月日		

収入主たる寄附(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支入	出件	費用	金額
入	(職業)	(寄附額)	支人	出件	費用	金額
主たる寄附			家	屋	事務所費	0円
(氏名・団体名)			通	(選挙集会)	費	0円
			交	信	費	0円
			印	通	費	27,477円
			広	刷	費	0円
			食	告	費	0円
			休	具	費	0円
			雑	備	費	0円
			今	泊	費	0円
			前		費	45,317円
			計		計	72,794円
			回		計	2,111,576円
			計		計	2,184,370円
			総			